

検査等に係る身分証様式の特例に関する規則の制定

令和 5 年 3 月 1 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則案に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見¹」という。）に対する考え方について了承を得ることについて諮り、当該規則の制定の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 4 年度第 62 回原子力規制委員会（令和 4 年 1 月 11 日）において、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則案及び同案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 対象：原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（案）
- (2) 期間：令和 5 年 1 月 12 日から 2 月 10 日まで（30 日間）
- (3) 方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (4) 提出意見数：8 件²

4. 提出意見に対する考え方

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。

なお、別紙 1 には、寄せられた意見³のうち、提出意見に該当しないと判断されるものは含まず、提出意見を整理又は要約したものを掲載している⁴。

寄せられた意見は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

5. 特例規則の制定

提出意見を踏まえ、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則について別紙 2 のとおり決定いただきたい。

¹ 行政手続法第 42 条では、命令等制定機関が、意見公募手続を実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

³ 提出意見及び提出意見に該当しないと判断される意見をいう。なお、寄せられた意見数は 9 件である。

⁴ 行政手続法では、提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとしている。また同法の運用において、「提出意見」に該当しないものについては、命令等制定機関に当該意見を考慮する義務や当該意見等について公示する義務は課さないとしている。

6. 今後の予定

原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則は、委員会決定後速やかに公布し、令和5年4月1日に施行する。

意見公募の結果については電子政府の総合窓口（e-Gov）にて公示する。

添付資料

別紙1 原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（案）に関する提出意見及び考え方（案）

別紙2 原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（案）

原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する
職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（案）
に関する提出意見及び考え方
（案）

令和5年3月1日

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|--------------|---|--|
| 身分証の様式に関する意見 | | |
| 1 | 書き込むべき法令及び条項を最大で見積もると何行となるのか。その上で、最大になっても縦 54 ミリ、横 85 ミリに収まるように考慮して様式を定めているのか、また、上記の最大行によって証明書が複数枚ならないよう、1 枚で作成すること明記すべきではないか。 | 同一の検査官等が執行する権限の数は現時点では最大で4つと見込んでおり、原案で規定している様式（以下「統一様式」という。）のサイズの身分証に明瞭に印字できることを確認しています。このため、身分証が複数枚になることは現時点では想定していません。 よって、原案のとおりとします。 |
| 2 | 証明書の有効期限の定めを規定すべきではないか。有効期限を定めなければ、古い証明書を永続的に運用しなければならなくなるのではないか。 | 原則として異動に伴う権限の変更を機にそれまでの身分証を回収し、新しい身分証を発行する運用とする予定であり、長期に渡って同一の身分証が使用されることはないと考えています。また、異動に伴う権限の変更なく発行から一定期間（概ね5年）が過ぎた場合においても、それまでの身分証を回収し、新しい身分証を発行する運用とする予定であることから、御指摘の有効期限の定めは不要であると考えています。 よって、原案のとおりとします。 |
| 3 | 身分証について公印省略できる規定としないのか。 | 身分証への発行者の押印については、当該身分証の真正性の担保の観点から、統合の対象となる原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第1号）等で定められた身分証の様式（以下「既存様式」という。）の全てで押印を求めているものです。今回の統一様式は、これらの身分証の様式を統合するものであることから、同様に押印を求めることとしています。 よって、原案のとおりとします。 |
| 4 | 原子力規制委員会所管法令である原子力災害対策特別措置法、電気事業法及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による立入等に係る身分証についても今回の規則案の新様式に統合すべきではないか | 本規則案は、原子力規制庁内の運用に伴う課題に対応するためのものであることを踏まえ、原子力規制委員会のみが所管する規則を対象に様式の統一を図っており、御意見にある法律に基づく立入検査等に係る身分証については、統一様式の対象としていません。 よって、原案のとおりとします。 |
| 5 | 別記様式について「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」等に規定されている写真への押出スタンプを本規則案で規定しなかったのは、なぜか？ | 既存様式では、身分証の台紙に別葉の写真を貼付しているため写真と台紙が一体であることを保証する目的で一部を写真にかかるように押印していますが、統一様式では、写真と台紙とを一体で印刷することを予定しており、押印は必要ないと考えています。 よって、原案のとおりとします。 |

| No. | 提出意見 | 考え方 |
|----------------|---|---|
| 6 | <p>原子力災害対策特別措置法は内閣府などの他の機関が関係する法律ですが、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第六十五条第四項のように、消費者庁と農林水産省が、それぞれの省令・内閣府令として、証明書の特例に関する省令・内閣府令を定めている例もあるので、原子力規制委員会の職員に限る旨を付けて、規則案に原子力災害対策特別措置法も盛り込むことが可能だと思います。元事案の原因を考えれば、原子力防災関係も元事案と同様に証明書未発行での立入検査が行われる可能性があります。</p> <p>なお、規則案と直接関係ありませんが、参考の身分証携帯確認手順等に原子力防災関係部署の説明がなかったことは、元事案の調査が行き届いてないように見受けられ、残念に思います。</p> | <p>原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に対する考え方については、No. 4 の提出意見に対する考え方を参照してください。</p> <p>また、原子力防災関係部署の職員については、立入検査等の必要が生じる度に使用する身分証を付与する運用となっていることから、原子力災害対策特別措置法に基づく立入検査等については本規則案の手続に含めておらず、現時点では身分証携帯確認手順等の定めも要しないと判断しています。</p> <p>よって原案のとおりとします。</p> |
| 規則（案）の文言に関する意見 | | |
| 7 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の間は及びではなく並びに？ | 御指摘の制定文における用語は法令用語の用法に則ったものです。よって、原案のとおりとします。 |
| 8 | 別記様式（本則関係）の規定中、『立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書』を『立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書』に改めることを提案します。 | 原案の記載で身分証の内容を適切に表記できていると考えています。よって、原案のとおりとします。 |
| 9 | 1 ページの 10 行目「他の法令」に該当する「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」等に規定されている様式を廃止しないのは、なぜか？ | 本規則案は、立入検査等に基づく身分証を恒常的に付与されている職員について、既存様式に加えて統一様式による権限行使を可能とするものであり、既存様式による身分証も引き続き有効とし、廃止はしないこととしています。 |
| 意見公募の実施に関する意見 | | |
| 10 | 受付締切日時「2023 年 2 月 12 日 0 時 0 分」は「2023 年 2 月 11 日 0 時 0 分」の誤記ではないか？ 意見募集要綱に意見提出期間は「10 日（金）まで」と規定されているから。 | 意見公募開始後速やかに受付締切日時を修正しました。 |

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定を実施するため、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 ○ ○ ○ ○

1

原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の三十一第一項、第五十一条の三十三第一項、第六十一条の二の二第三項第一号（同法第六十四条の

三第八項において準用する場合を含む。）、第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三第一項（同法第六十一条の二十三の二十において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項から第四項まで

二 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項及び第二項並びに第四十三条の三第一項

附 則

この規則は令和五年四月一日から施行する。

（表 面）

| | |
|---|---|
| <p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 氏 名 名</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日生</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会 印</p> | <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写 真</p> </div> |
|---|---|

（裏 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、条項の欄の左欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| | 法 令 名 |
|--|-------|
| | 条 項 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （備考）
- 1 この証明書の大きさは、縦 54 ミリメートル、横 85 ミリメートルとする。
 - 2 法令名及び条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令名及び条項を記載すること。
 - 3 条項の欄の左欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令及び条項の数に応じて、行を適宜追加すること。